試験地　福井
SM6511302 SM6511310

試験地　滋賀
SM6190903 SM6190904 SM6190916 SM6190923

試験地　京都
SM6231601 SM6231603 SM6231608 SM6231609 SM6231611 SM6231614 SM6231615 SM6231616 SM6231628 SM6231631

試験地　大阪
SM6061004 SM6061006 SM6061008 SM6061014 SM6061019 SM6061020 SM6061023 SM6061024 SM6061026 SM6061029 SM6061043 SM6061045 SM6061052 SM6061056 SM6061059 SM6061067 SM6061075 SM6061088 SM6061092 SM6061110
SM6061116 SM6061118 SM6061134 SM6061136 SM6061147 SM6061149 SM6061153 SM6061155 SM6061159 SM6061166 SM6061170 SM6061171 SM6061172 SM6061179 SM6061189 SM6061195 SM6061198 SM6061217 SM6061253 SM6061259
SM6061298 SM6061322 SM6061350 SM6061408

試験地　奈良
SM6260610 SM6260614 SM6260622 SM6260628

試験地　神戸
SM6350601 SM6350641 SM6350647 SM6350651 SM6350657 SM6350658 SM6350664 SM6350676 SM6350714 SM6350759

試験地　姫路
SM6610501 SM6610506 SM6610507

試験地　和歌山
SM6371102

試験地　松江
SM7311202 SM7311205 SM7311212

試験地　岡山
SM7120403 SM7120412 SM7120413 SM7120418

試験地　広島
SM7012610 SM7012617 SM7012623 SM7012626 SM7012628 SM7012648 SM7012669

試験地　高松
SM8011404 SM8011408 SM8011416 SM8011427

試験地　松山
SM8211710

試験地　北九州
SM9720501 SM9720504 SM9720507

試験地　福岡
SM9031106 SM9031116 SM9031121 SM9031149 SM9031157 SM9031186

試験地　大分
SM9411906 SM9411907 SM9411910

平成 24 年度弁理士試験の施行

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成24年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

平成 24 年１月 13 日

工業所有権審議会会長　野間口　有

１　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は平成24年４月１日現在において施行されている特許法等に関して出題する。

２　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　平成24年５月20日（日）

⑵　論文式筆記試験　平成24年７月１日（日）に必須科目を、平成24年７月22日（日）に選択科目を、短答式筆記試験に合格した者について行う。

⑶　口述試験　平成24年10月中旬から下旬に論文式筆記試験に合格した者について行う。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

※詳細な口述試験の期日については、４月上旬～４月中旬頃、官報において公告する。

３　受験地

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月上旬～４月中旬頃、官報において公告する。

４　合格発表

⑴　短答式筆記試験　平成24年６月６日（水）（予定）

⑵　論文式筆記試験　平成24年９月20日（木）（予定）

⑶　最終合格　平成24年11月９日（金）（予定）

５　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付する受験願書を用いること。）

⑵　受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

④　第11条第４号を証明する書面

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書